

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	27 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	24 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から59年3月まで
② 昭和61年1月から62年3月まで
③ 昭和63年4月から平成元年11月まで

申立期間当時、私たち夫婦、長兄夫婦及び次兄夫婦は、A県B市の同じ敷地内に住んでおり、私と長兄は、次兄が経営する事業所で一緒に勤務していたので、申立期間①における国民年金保険料の免除申請手続については、私たち夫婦、長兄夫婦及び次兄夫婦の6人分を私が一緒に行っていた。

また、国民年金保険料を納付するようになってからは、当時、事業所の会計をしていた母の指示により、6人分の保険料を主に私が近くの郵便局や社会保険事務所（当時）で一緒に納付していた。

当時における国民年金保険料の納付状況の詳細については、はっきりとは覚えていないが、私が6人分の保険料の免除申請手続及び納付を一緒に行っていたにもかかわらず、長兄と同じ記録とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「私が、長兄夫婦、次兄夫婦及び私たち夫婦の6人分の免除申請手続を一緒に行っていた。」と主張しているところ、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びB市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人夫婦及び申立人の長兄夫婦について、共に昭和55年4月から申立期間①直前の58年3月までは国民年金保険料の申請免除期間とされていることなどから、一緒に免除申請手続を行っていたことがうかがわれる上、申立期間①について、申立人の長兄は保険料の申請免除期間とされていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①前後の期間について国民年金保険料の申請免除期間とされているところ、申立期間①のみ免除申請手続きを行っていないことは考え難い上、当該期間の保険料の免除申請手続きは1回であることを踏まえ、当該期間の保険料についても免除申請手続きを行ったものと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、「申立期間①前後の期間を通じて、生活状況に大きな変化は無かった。」旨陳述している上、申立期間①の国民年金保険料について免除申請が却下された特段の事情も見当たらない。

一方、申立期間②及び③について、申立人の長兄は国民年金保険料の納付済期間とされているところ、主に保険料の納付を担当していたとする申立人は、「申立期間②及び③の保険料を6人分一緒に納付していた。」と主張しているが、オンライン記録及びB市の国民年金保険料検認一覧表によると、i) 昭和62年4月から63年3月までの保険料について、申立人は平成元年4月に過年度納付しているが、申立人の長兄は昭和63年3月に現年度納付していること、ii) 平成元年12月から2年3月までの保険料について、申立人夫婦は4年1月に過年度納付しているが、申立人の長兄は当該期間を含む元年10月から2年3月までの保険料を3年11月に過年度納付していることなどから、各人の納付行動が一致していない状況がうかがわれる。

また、オンライン記録によると、申立人夫婦は、申立期間③直後の平成元年12月から3年3月までの期間について、元年12月の国民年金保険料に係る2年の時効到来直前の4年1月27日に過年度納付していることが確認でき、当該過年度納付時点においては、申立期間③の保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間②及び③当時の国民年金保険料の納付状況について詳細を覚えていないと陳述している上、申立人に保険料の納付を指示したとする申立人の母親は既に亡くなっていることから、当該期間当時の保険料納付の具体的な状況は不明である。

加えて、B市の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料検認一覧表を見ても、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる記載は確認できない。

このほか、申立人から申立期間②及び③の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から60年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から60年3月まで
② 昭和61年1月から平成元年11月まで

申立期間当時、私たち夫婦、夫の長兄夫婦及び次兄夫婦は、A県B市の同じ敷地内に住んでおり、夫とその長兄は、夫の次兄が経営する事業所で一緒に勤務していたので、申立期間①における国民年金保険料の免除申請手続については、私たち夫婦、夫の長兄夫婦及び次兄夫婦の6人分を夫と一緒に進めていた。

また、国民年金保険料を納付するようになってからは、当時、事業所の会計をしていた夫の母の指示により、6人分の保険料を主に夫が近くの郵便局や社会保険事務所（当時）で一緒に納付していた。

当時における国民年金保険料の納付状況の詳細については、はっきりとは覚えていないが、夫が6人分の保険料の免除申請手続及び納付を一緒に進めていたにもかかわらず、夫の長兄と同じ記録とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の夫は、「私が、長兄夫婦、次兄夫婦及び私たち夫婦の6人分の免除申請手続を一緒に進めていた。」と主張しているところ、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びB市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人夫婦及び申立人の夫の長兄夫婦について、共に昭和58年4月から申立期間①直前の58年3月までは国民年金保険料の申請免除期間とされていることなどから、一緒に免除申請手続を進めていたことがうかがわれる上、申立期間①について、申立人の夫の長兄は保険料の申請免除期間とされていることが確認できる。

また、申立期間①のうち、昭和59年4月から60年3月までについて、申立人の夫は、国民年金保険料の申請免除期間とされているところ、申立人のみ免

除申請を行わない特段の事情も見当たらない上、当時の免除申請の審査は世帯単位であり、前述の国民年金被保険者名簿によると、申立人及びその夫は同一世帯であることが確認できることから、申立人の夫が保険料の申請免除期間とされている59年4月から60年3月までの保険料について、申立人も免除申請手続を行えば承認されたものと考えられる。

さらに、申立人の夫は、昭和58年4月から59年3月までの前後の期間が国民年金保険料の申請免除期間とされているところ、58年4月から59年3月までの保険料のみ申立人夫婦の免除申請手続を行っていなかったとは考え難いことなどから、当該期間の保険料についても免除申請手続を行ったものと考えても不自然ではない。

加えて、申立人の夫は、「昭和58年4月から59年3月までの前後の期間を通じて、生活状況に大きな変化は無かった。」旨陳述している上、申立期間①のうち、昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料について免除申請が却下された特段の事情も見当たらない。

一方、申立期間②について、申立人の夫の長兄は国民年金保険料の納付済期間とされているところ、主に保険料の納付を担当していたとする申立人の夫は、「申立期間②の保険料を6人分一緒に納付していた。」と主張しているが、オンライン記録及びB市の国民年金保険料検認一覧表によると、i) 昭和62年4月から63年3月までの保険料について、申立人の夫は平成元年4月に過年度納付しているが、申立人の夫の長兄は昭和63年3月に現年度納付していること、ii) 平成元年12月から2年3月までの保険料について、申立人夫婦は4年1月に過年度納付しているが、申立人の夫の長兄は当該期間を含む元年10月から2年3月までの保険料を3年11月に過年度納付していることなどから、各人の納付行動が一致していない状況がうかがわれる。

また、オンライン記録によると、申立人夫婦は、申立期間②直後の平成元年12月から3年3月までの期間について、元年12月の国民年金保険料に係る2年の時効到来直前の4年1月27日に過年度納付していることが確認でき、当該過年度納付時点においては、申立期間②の保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人夫婦は、申立期間②当時の国民年金保険料の納付状況について詳細を覚えていないと陳述している上、申立人の夫に保険料の納付を指示したとする申立人の夫の母親は既に亡くなっていることから、当該期間当時の保険料納付の具体的な状況は不明である。

加えて、B市の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料検認一覧表を見ても、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる記載は確認できない。

このほか、申立人夫婦から申立期間②の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から60年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和11年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和58年4月から59年3月まで
② 昭和61年1月から平成元年11月まで

申立期間当時、私たち夫婦、夫の長弟夫婦及び末弟夫婦は、A県B市の同じ敷地内に住んでおり、夫とその末弟は、夫の長弟が経営する事業所で一緒に勤務していたので、申立期間①における国民年金保険料の免除申請手続については、私たち夫婦、夫の長弟夫婦及び末弟夫婦の6人分を夫の末弟が一緒に行っていた。

また、国民年金保険料を納付するようになってからは、当時、事業所の会計をしていた夫の母の指示により、6人分の保険料を主に夫の末弟が近くの郵便局や社会保険事務所（当時）で一緒に納付していた。

当時における国民年金保険料の納付状況の詳細については、はっきりとは覚えていないが、夫の末弟が6人分の保険料の免除申請手続及び納付を一緒に行っていたにもかかわらず、夫と同じ記録とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の夫の末弟は、「私が、長兄夫婦、次兄夫婦及び私たち夫婦の6人分の免除申請手続を一緒に行っていた。」と主張しているところ、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びB市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人及びその夫並びに申立人の夫の末弟夫婦について、共に昭和55年4月から申立期間①直前の58年3月までは国民年金保険料の申請免除期間とされていることなどから、一緒に免除申請手続を行っていたことがうかがわれる上、申立期間①について、申立人の夫は保険料の申請免除期間

とされていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①前後の期間について国民年金保険料の申請免除期間とされており、申立期間①のみ免除申請手続きを行っていなかった特段の事情も見当たらない上、当該期間の保険料の免除申請手続きは1回であることを踏まえると、当該期間の保険料についても免除申請手続きが行われたものと考えても不自然ではない。

さらに、当時の免除申請の審査は世帯単位であるところ、前述の国民年金被保険者名簿によると、申立人及びその夫は同一世帯であることが確認できることから、申立人の夫が国民年金保険料の申請免除期間とされている申立期間①の保険料について、申立人も免除申請手続きを行えば承認されたものと考えられる。

一方、申立期間②について、申立人の夫は国民年金保険料の納付済期間とされているところ、主に保険料の納付を担当していたとする申立人の夫の末弟は、「申立期間②の保険料を6人分一緒に納付していた。」と主張しているが、オンライン記録及びB市の国民年金保険料検認一覧表によると、i) 昭和62年4月から63年3月までの保険料について、申立人の夫の末弟は平成元年4月に過年度納付しているが、申立人の夫は昭和63年3月に現年度納付していること、ii) 平成元年12月から2年3月までの保険料について、申立人の納付日は確認することができないが、申立人の夫の末弟夫婦は4年1月に過年度納付しているところ、申立人の夫は当該期間を含む元年10月から2年3月までの保険料を3年11月に過年度納付していることなどから、各人の納付行動が一致していない状況がうかがわれる。

また、申立人及びその夫の末弟は、申立期間②当時の国民年金保険料の納付状況について詳細を覚えていないと陳述している上、申立人の夫の末弟に保険料の納付を指示したとする申立人の夫の母親は既に亡くなっていることから、当該期間当時の保険料納付の具体的な状況は不明である。

さらに、B市の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料検認一覧表を見ても、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる記載は確認できない。

このほか、申立人及びその夫の末弟から申立期間②の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は21年5月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から22年4月1日まで

厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、A社C支店のD支部に勤務した期間に係る被保険者記録が無いとの回答を受けた。

A社C支店のD支部には、昭和19年4月1日から22年4月1日まで勤務しており、同じ支部と一緒に勤務していた妹には被保険者記録が有るのに、自身には被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「名簿A」という。）及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）によると、申立人は、昭和19年6月1日に被保険者資格を取得しているものの、当該名簿A及び旧台帳には資格喪失日が記されておらず、オンライン記録において、当該記録は、申立人の基礎年金番号に統合されていないことが確認できる。

また、名簿Aにおいて、資格喪失日が記されていない者のうち、申立人を含む41人については、それぞれの者に係る旧台帳及びオンライン記録においても、A社C支店における資格喪失日を確認することができないところ、当該名簿Aにおいて、被保険者資格を取得又は喪失している者のうち、最後の取得日又は喪失日は昭和21年4月3日であることから、当該名簿Aが書き換えられた時期及び前述の申立人を含む41人の資格喪失日は、同年4月3日以降で

あると推認できる。

ところで、申立人は、「A社C支店のD支部では、妹と一緒に勤務した。妹は、私が紹介し、私より後に同社に入社した。同社を退職したのは私より先だった。」旨陳述しており、名簿Aを見ると、当該妹は、昭和19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、21年3月18日に被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、名簿Aに記録の有る元同僚の一人は、「A社C支店では、姉妹で勤務していた者がいた。」旨陳述している。

また、申立人は、「A社C支店のD支部は、時期は不明だが、E施設に移転した。」旨陳述しており、A社C支店に勤務していたとする元同僚の一人は、「A社C支店は、昭和21年5月頃にF施設からE施設に移転した。」旨陳述しているところ、G社の社史を見ると、昭和20年10月15日から21年5月1日までの期間、A社にF施設を供出していた旨が記されていることにより、A社C支店がE施設に移転した時期は、同年5月1日以降と考えられ、このこと及び前述の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、少なくとも前述の厚生年金保険被保険者資格の取得日である19年6月1日から21年5月1日までの期間に、A社C支店に勤務していたと推認できる。

なお、昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であり、保険料の徴収が行われておらず、制度上、被保険者期間として算入しない取扱いとなっている。

また、B社の社史によると、昭和23年にH社がA社に係る債権債務の包括移転を受け入れた旨記されていることから、H社I営業部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「名簿B」という。）が、名簿Aを継承し書き換えられた健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）であると考えられ、当該名簿B以外に名簿Aを継承したとみられる被保険者名簿は見当たらないところ、名簿A及び名簿Bにおいて、双方に被保険者記録が有る者は多数確認できる一方で、前述の名簿Aにおいて資格喪失日が確認できない者のうち、名簿Bに記録が無い者が複数確認できる。

さらに、前述の名簿Aには資格喪失日が記されていないが、旧台帳には資格喪失日が記されている者が散見されるところ、このうち、複数の者について、当該資格喪失日を確認できる被保険者名簿は見当たらず、これらのことを踏まえると、申立期間当時、社会保険出張所（当時）は、A社C支店に係る記録の管理を適切に行っていなかったことがうかがえる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和19年10月1日、喪失日は21年5月1日と認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、名簿Aにおける申立人の資格取得時の標準報酬月額の記録から、30円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和21年5月1日から22年4月1日までの期間

については、B社は、「当時の資料は保管していない。」と回答している上、名簿Aに被保険者記録が有る者のうち、連絡先が判明した複数の者から回答を得たものの、A社C支店における申立人の退職時期を記憶している者がいないことから、当該期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができず、このほかに申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14998

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所における資格取得日に係る記録を昭和50年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月1日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

A社には、昭和47年10月に入社して以降、51年9月末まで勤務しており、同社B事務所には、50年1月1日付けで配属された。申立期間も退職すること無く継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人から提出された給料支払明細書及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（A社C本社から同社B事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の給料支払明細書のうち、昭和50年1月分以降の明細書には、A社B事務所の印が押されていることから判断すると、同年1月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年1月分の給料支払明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、商業登記簿の記録によると、A社は平成21年に特別清算が終結している上、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に死亡しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成16年7月27日及び同年12月20日は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月
② 平成 16 年 12 月

元同僚の賞与支払に関する年金記録を訂正することになった旨の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に係る賞与の記録が無いことが分かった。

申立期間①及び②に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間に係る標準賞与の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間①及び②に係る賞与明細書並びにB銀行から提出された申立人に係る給与振込口座の預金元帳の記録から判断すると、申立人は、申立期間①及び②に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該賞与の支給日については、前述の預金元帳の振込日の記録から、申立期間①は平成16年7月27日、申立期間②は同年12月20日とすることが妥当である。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、前述の賞与明細書において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、いずれも26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの、回答が得られず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 15000

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間③から⑧までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成16年7月6日は61万6,000円、同年12月7日は64万円、17年7月12日は66万4,000円、同年12月8日は72万9,000円、18年7月19日は70万5,000円及び同年12月14日は73万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月6日
④ 平成16年12月7日
⑤ 平成17年7月12日
⑥ 平成17年12月8日
⑦ 平成18年7月19日
⑧ 平成18年12月14日

元同僚の賞与支払に関する年金記録を訂正することになった旨の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間①から⑧までの賞与の記録が無いことが分かった。

当該期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、標準賞与の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③から⑧までの期間については、B銀行C支店から提出された申立人名義のお取引明細表、元従業員から提出された賞与明細書及びA社から提出された元従業員に係る賃金台帳一覧から判断すると、申立人は、当該期間に

賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間③から⑧までの期間に係る標準賞与額については、前述のお取引明細表の振込額並びに前述の元従業員に係る賞与明細書及び賃金台帳一覧に基づき算出した申立人の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年7月6日は61万6,000円、同年12月7日は64万円、17年7月12日は66万4,000円、同年12月8日は72万9,000円、18年7月19日は70万5,000円、同年12月14日は73万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間③から⑧までに係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料も納付していないと回答していることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①及び②については、申立人から提出された平成15年分の所得税の確定申告書(控)を見ると、A社における給料及び賞与の収入金額が記されている。

しかしながら、当該確定申告書(控)からは、当該期間における賞与の支給額を算出することはできない上、A社は、「申立期間①及び②に係る賃金台帳等の資料は無く、申立人の当該期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額は不明である。」旨回答している。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る賞与支払明細書等の資料を保管しておらず、当該期間において、賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 15001

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年6月24日は61万4,000円、同年12月12日は63万2,000円、17年7月12日は55万2,000円及び同年12月8日は58万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月24日
② 平成15年12月12日
③ 平成17年7月12日
④ 平成17年12月8日

元同僚の賞与支払に関する年金記録を訂正することになった旨の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間①から④までの賞与の記録が無いことが分かった。

当該期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、標準賞与の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人から提出された普通預金通帳の写し、元従業員から提出された賞与明細書及び平成24年にA社から提出された元従業員に係る賃金台帳一覧から判断すると、申立人は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①及び②の標準賞与額については、前述の普通預金通帳の写しの賞与振込額並びに前述の元従業員に係る賞与明細書及び賃金台帳一覧に基づき算出した賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成

15年6月24日は61万4,000円、同年12月12日は63万2,000円とすることが妥当である。

申立期間③及び④については、申立人から提出された当該期間に係る賞与明細書及びB銀行C支店から提出された申立人名義のお取引明細表から、申立人は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間③及び④に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書に記されている賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成17年7月12日は55万2,000円、同年12月8日は58万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①から④までに係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料も納付していないと回答していることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 15002

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年6月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年6月1日から同年8月1日まで
② 昭和52年12月31日から53年1月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の記録状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に係る加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①については、A社本社から同社C支店に異動となった時期であるが、退職することなく継続して勤務していた。

また、申立期間②については、私は、A社C支店を昭和52年12月31日付けで退職したため、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は翌日の53年1月1日であるはずである。

申立期間①及び②について、それぞれ厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録、申立人から提出された給与支給明細書、B社から提出された社報の記録及び同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間①もA社に継続して勤務し（A社本社から同社C支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人に係る戸籍の附票によると、申立人が昭和

52年8月1日に住所をD県E市からF県G市に定めたことが確認できること、及び前述の給与支給明細書における厚生年金保険料控除額の推移から判断すると、同年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和52年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間当時の資料を保管していないことから不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人は、A社C支店を昭和52年12月31日に退職したため、資格喪失日は53年1月1日であると申し立てている。

しかし、雇用保険の記録及び前述の社報によると、B社における申立人の離職の日は、昭和52年12月30日となっており、オンライン記録の資格喪失日と符合している。

また、申立人から提出された昭和52年8月分から同年12月分までに係る給与支給明細書を見ると、毎月ほぼ同額の厚生年金保険料が控除されており、当該控除額は、申立人のB社における当該期間の1か月分の標準報酬月額に見合う保険料額であるところ、同社は、「当社では、申立期間当時から厚生年金保険料は翌月控除であり、月末日で退職する場合には、最後の給与から2か月分の厚生年金保険料を控除する取扱いをしている。申立人に対し最後に支給された給与明細書に印字されている厚生年金保険料額が1か月分の保険料額に相当するのであれば、昭和52年12月分の厚生年金保険料については控除していない。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成16年8月10日は7万5,000円、同年12月10日は6万6,000円、17年8月10日は14万円、18年8月10日は11万1,000円、同年12月8日は14万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月
② 平成16年12月
③ 平成17年8月
④ 平成18年8月
⑤ 平成18年12月

A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間①から⑤までに支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無いので、当該記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人から提出された賞与支給明細書及び普通預金通帳により、申立人は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、前述の賞

与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、6万6,000円とすることが妥当である。

また、賞与の支給日については、前述の賞与支給明細書に支払日の記載は無いものの、前述の普通預金通帳により確認できる振込日の記録から、平成16年12月10日とすることが妥当である。

申立期間①、③、④及び⑤について、前述の普通預金通帳により、申立人にA社から当該期間に係る賞与が支給されていたことが確認できる。

また、申立人から提出された平成16年分から18年分までの給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）及び平成17年度（平成16年分所得）から19年度（平成18年分所得）までの市民税・県民税特別徴収税額の通知書により、平成16年から18年までにおいて、オンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく年間の厚生年金保険料を超える保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人と同職種である複数の同僚から提出された申立期間①、③、④及び⑤に係る賞与支給明細書により、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①、③、④及び⑤の標準賞与額については、前述の源泉徴収票等における社会保険料控除額及び普通預金通帳における賞与振込額により推認できる賞与支給額から、申立期間①は7万5,000円、申立期間③は14万円、申立期間④は11万1,000円、申立期間⑤は14万5,000円とすることが妥当である。

また、賞与の支給日については、前述の普通預金通帳により確認できる振込日の記録から、申立期間①は平成16年8月10日、申立期間③は17年8月10日、申立期間④は18年8月10日、申立期間⑤は同年12月8日とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社に照会したが回答が得られないものの、賞与が支給されていたとする複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与支給明細書において、保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録によると、これらの同僚のいずれにも当該賞与に係る記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（京都）厚生年金 事案 15004

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成16年12月10日は37万円、17年8月10日は25万8,000円、18年8月10日は30万9,000円、同年12月8日は36万2,000円、19年4月10日は20万円、同年8月10日は29万5,000円、同年12月10日は34万7,000円、20年4月10日は12万6,000円、同年8月8日は28万7,000円、同年12月10日は28万円、21年4月10日は19万円、21年8月10日は17万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月
② 平成17年8月
③ 平成18年8月
④ 平成18年12月
⑤ 平成19年4月
⑥ 平成19年8月
⑦ 平成19年12月
⑧ 平成20年4月
⑨ 平成20年8月
⑩ 平成20年12月
⑪ 平成21年4月
⑫ 平成21年8月

A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間①から⑫までにおいて支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無いので、当該記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出された預金通帳により、申立人にA社から当該期間に係る賞与が支給されていたことが確認できる。

また、申立人から提出された平成16年分から21年分までの給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）及び平成17年度（平成16年分所得）から22年度（平成21年分所得）までの市民税・県民税特別徴収税額の通知書により、平成16年から21年までにおいて、オンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく年間の厚生年金保険料を超える保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人と同職種である複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細書により、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準賞与額については、前述の源泉徴収票等における社会保険料控除額及び預金通帳における賞与振込額により推認できる賞与支給額から、申立期間①は37万円、申立期間②は25万8,000円、申立期間③は30万9,000円、申立期間④は36万2,000円、申立期間⑤は20万円、申立期間⑥は29万5,000円、申立期間⑦は34万7,000円、申立期間⑧は12万6,000円、申立期間⑨は28万7,000円、申立期間⑩は28万円、申立期間⑪は19万円、申立期間⑫は17万4,000円とすることが妥当である。

また、賞与の支給日については、前述の預金通帳により確認できる振込日の記録から、申立期間①は平成16年12月10日、申立期間②は17年8月10日、申立期間③は18年8月10日、申立期間④は同年12月8日、申立期間⑤は19年4月10日、申立期間⑥は同年8月10日、申立期間⑦は同年12月10日、申立期間⑧は20年4月10日、申立期間⑨は同年8月8日、申立期間⑩は同年12月10日、申立期間⑪は21年4月10日、申立期間⑫は同年8月10日とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社に照会したが回答が得られないものの、賞与が支給されていたとする複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与支給明細書において、保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録によると、これらの同僚のいずれにも当該賞与に係る記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（京都）厚生年金 事案 15005

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間⑩から⑰までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年4月10日は30万1,000円、同年8月10日は17万4,000円、同年12月10日は30万9,000円、20年4月10日は36万9,000円、同年8月8日は31万2,000円、同年12月10日は28万8,000円、21年4月10日は30万6,000円、同年8月10日は22万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月
② 平成15年8月
③ 平成15年12月
④ 平成16年4月
⑤ 平成16年8月
⑥ 平成16年12月
⑦ 平成17年8月
⑧ 平成18年8月
⑨ 平成18年12月
⑩ 平成19年4月
⑪ 平成19年8月
⑫ 平成19年12月
⑬ 平成20年4月
⑭ 平成20年8月
⑮ 平成20年12月
⑯ 平成21年4月
⑰ 平成21年8月

A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間①から⑰までに支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無いので、当該記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間⑩から⑰までについて、申立人から提出されたC金融機関の申立人に係るお取引明細表により、申立人にA社から当該期間に係る賞与が支給されていたことが確認できる。

また、D市から提出された平成20年度（平成19年分所得）から22年度（平成21年分所得）までの個人市・県民税照会回答書により、平成19年から21年までにおいて、オンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく年間の厚生年金保険料を超える保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人と同職種である複数の同僚から提出された申立期間⑩から⑰までに係る賞与支給明細書により、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間⑩から⑰までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間⑩から⑰までの標準賞与額については、前述の個人市・県民税照会回答書における社会保険料控除額及びお取引明細表における賞与振込額により推認できる賞与支給額から、申立期間⑩は30万1,000円、申立期間⑪は17万4,000円、申立期間⑫は30万9,000円、申立期間⑬は36万9,000円、申立期間⑭は31万2,000円、申立期間⑮は28万8,000円、申立期間⑯は30万6,000円、申立期間⑰は22万7,000円とすることが妥当である。

また、賞与の支給日については、前述のお取引明細表により確認できる振込日の記録から、申立期間⑩は平成19年4月10日、申立期間⑪は同年8月10日、申立期間⑫は同年12月10日、申立期間⑬は20年4月10日、申立期間⑭は同年8月8日、申立期間⑮は同年12月10日、申立期間⑯は21年4月10日、申立期間⑰は同年8月10日とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間⑩から⑰までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社に照会したが回答が得られないものの、賞与が支給されていたとする複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与支給明細書において、保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録によると、これらの同僚のいずれにも当該賞与に係る記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主

は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①から③までについて、A社に、申立人の当該期間に係る賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額について照会したが、回答が得られない。

また、前述のC金融機関は、「申立人の平成15年に係る取引履歴は保存年限を経過しているため、廃棄済みである。」旨回答しており、申立人の申立期間①から③までに係る賞与の支給について確認することができない。

さらに、申立期間①について、同僚から提出された預金通帳により確認できる当該期間に係る賞与の振込記録から、申立人についても平成15年3月31日に支給された可能性があるが、仮に同日に支給されたとしても、賞与から控除された厚生年金保険料を年金給付額に反映させる総報酬制が導入されたのは、同年4月1日であることから、当該賞与から控除された厚生年金保険料は、制度上、年金額に反映されない。

- 3 申立期間④から⑨までについて、前述のお取引明細表により、申立人にA社から当該期間に係る賞与が支給されていたことが確認できる。

しかし、前述のとおり、A社から回答が得られないことから、申立人の申立期間④から⑨までに係る賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間④から⑨までに係る年間の給与収入額及び社会保険料控除額が確認できる課税資料について、申立人の当該期間の住所地であるD市に照会したものの、同市は、「申立人の申立期間④から⑨までに係る課税資料は、保存年限を経過しており廃棄済みである。」旨回答しており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 4 このほか、申立期間①から⑨までについて、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑨までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 15006

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間⑨から⑯までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年4月10日は29万1,000円、同年8月10日は25万6,000円、同年12月10日は25万4,000円、20年4月10日は29万1,000円、同年8月8日は27万円、同年12月10日は22万7,000円、21年4月10日は24万8,000円、同年8月10日は21万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月8日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年4月9日
④ 平成16年8月10日
⑤ 平成16年12月10日
⑥ 平成17年8月10日
⑦ 平成18年8月10日
⑧ 平成18年12月8日
⑨ 平成19年4月10日
⑩ 平成19年8月10日
⑪ 平成19年12月10日
⑫ 平成20年4月10日
⑬ 平成20年8月8日
⑭ 平成20年12月10日
⑮ 平成21年4月10日
⑯ 平成21年8月10日

A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間①から⑯までに支払わ

れた賞与について、標準賞与額の記録が無いので、当該記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間⑨から⑯までについて、申立人から提出されたC銀行の申立人に係る預金取引明細表により、申立人にA社から当該期間に係る賞与が支給されていたことが確認できる。

また、D市から提出された平成20年度（平成19年分所得）から22年度（平成21年分所得）までの個人市・県民税照会回答書により、平成19年から21年までにおいて、オンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく年間の厚生年金保険料を超える保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人と同職種である複数の同僚から提出された申立期間⑨から⑯までに係る賞与支給明細書により、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間⑨から⑯までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間⑨から⑯までの標準賞与額については、前述の個人市・県民税照会回答書における社会保険料控除額及び預金取引明細表における賞与振込額により推認できる賞与支給額から、平成19年4月10日は29万1,000円、同年8月10日は25万6,000円、同年12月10日は25万4,000円、20年4月10日は29万1,000円、同年8月8日は27万円、同年12月10日は22万7,000円、21年4月10日は24万8,000円、同年8月10日は21万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間⑨から⑯までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社に照会したが回答が得られないものの、賞与が支給されていたとする複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与支給明細書において、保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録によると、これらの同僚のいずれにも当該賞与に係る記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①から⑧までについて、前述の預金取引明細表により、申立人にA社から当該期間に係る賞与が支給されていたことが確認できる。

しかし、A社に、申立人の申立期間①から⑧までに係る賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額について照会したが、回答が得られない。

また、申立期間①から⑧までに係る年間の給与収入額及び社会保険料控除額が確認できる課税資料について、申立人の当該期間の住所地であるD市に照会したものの、同市は、「申立人の申立期間①から⑧までに係る課税資料については、保存年限を経過しており廃棄済みである。」旨回答しており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 3 このほか、申立期間①から⑧までについて、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑧までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 15007

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間⑤から⑪までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成17年8月10日は14万5,000円、18年12月8日は10万9,000円、19年4月10日は21万7,000円、同年8月10日は15万6,000円、20年4月10日は11万円、同年8月8日は15万9,000円、同年12月10日は9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月
② 平成16年4月
③ 平成16年8月
④ 平成16年12月
⑤ 平成17年8月
⑥ 平成18年12月
⑦ 平成19年4月
⑧ 平成19年8月
⑨ 平成20年4月
⑩ 平成20年8月
⑪ 平成20年12月

A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間①から⑪までに支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無いので、当該記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間⑤から⑪までについて、申立人から提出された預金通帳により、申立人にA社から当該期間に係る賞与が支給されていたことが確認できる。
また、申立人から提出された平成18年度（平成17年分所得）及び19年

度（平成 18 年分所得）の市民税・県民税特別徴収税額決定通知書（以下「決定通知書」という。）並びに C 市から提出された 20 年度（平成 19 年分所得）及び 21 年度（平成 20 年分所得）の市・県民税課税証明書により、平成 17 年から 20 年までにおいて、オンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく年間の厚生年金保険料を超える保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人と同職種である複数の同僚から提出された申立期間⑤から⑪までに係る賞与支給明細書により、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間⑤から⑪までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間⑤から⑪までの標準賞与額については、前述の決定通知書等における社会保険料控除額及び預金通帳における賞与振込額により推認できる賞与支給額から、申立期間⑤は 14 万 5,000 円、申立期間⑥は 10 万 9,000 円、申立期間⑦は 21 万 7,000 円、申立期間⑧は 15 万 6,000 円、申立期間⑨は 11 万円、申立期間⑩は 15 万 9,000 円、申立期間⑪は 9 万 8,000 円とすることが妥当である。

また、賞与の支給日については、前述の預金通帳により確認できる振込日の記録から、申立期間は⑤は平成 17 年 8 月 10 日、申立期間⑥は 18 年 12 月 8 日、申立期間⑦は 19 年 4 月 10 日、申立期間⑧は同年 8 月 10 日、申立期間⑨は 20 年 4 月 10 日、申立期間⑩は同年 8 月 8 日、申立期間⑪は同年 12 月 10 日とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間⑤から⑪までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社に照会したが回答が得られないものの、賞与が支給されていたとする複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与支給明細書において、保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録によると、これらの同僚のいずれにも当該賞与に係る記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①から④までについて、前述の預金通帳により、申立人に A 社から当該期間に係る賞与が支給されていたことが確認できる。

しかし、A 社に、申立人の申立期間①から④までに係る賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額について照会したが、回答が得られない。

また、申立期間①から④までに係る年間の給与収入額及び社会保険料控除額が確認できる課税資料について、申立人の当該期間の住所地である C 市に

照会したものの、同市は、「申立人の申立期間①から④までに係る課税資料については、保存年限を経過しており廃棄済みである。」旨回答しており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 3 このほか、申立期間①から④までについて、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から④までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 15008

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間⑫から⑮までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成20年4月10日は24万9,000円、同年8月8日は18万2,000円、同年12月10日は15万2,000円、21年8月10日は18万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月
② 平成15年12月
③ 平成16年4月
④ 平成16年8月
⑤ 平成16年12月
⑥ 平成17年8月
⑦ 平成18年8月
⑧ 平成18年12月
⑨ 平成19年4月
⑩ 平成19年8月
⑪ 平成19年12月
⑫ 平成20年4月
⑬ 平成20年8月
⑭ 平成20年12月
⑮ 平成21年8月

A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間①から⑮までに支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無いので、当該記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間⑫から⑮までについて、申立人から提出された預金通帳により、申立人にA社から当該期間に係る賞与が支給されていたことが確認できる。

また、C市から提出された平成21年度（平成20年分所得）及び22年度（平成21年分所得）の市・県民税課税証明書（以下「課税証明書」という。）により、平成20年及び21年において、オンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく年間の厚生年金保険料を超える保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人と同職種である複数の同僚から提出された申立期間⑫から⑮までに係る賞与支給明細書により、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間⑫から⑮までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間⑫から⑮までの標準賞与額については、前述の課税証明書における社会保険料控除額及び預金通帳における賞与振込額により推認できる賞与支給額から、申立期間⑫は24万9,000円、申立期間⑬は18万2,000円、申立期間⑭は15万2,000円、申立期間⑮は18万9,000円とすることが妥当である。

また、賞与の支給日については、前述の預金通帳により確認できる振込日の記録から、申立期間⑫は平成20年4月10日、申立期間⑬は同年8月8日、申立期間⑭は同年12月10日、申立期間⑮は21年8月10日とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間⑫から⑮までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社に照会したが回答が得られないものの、賞与が支給されていたとする複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与支給明細書において、保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録によると、これらの同僚のいずれにも当該賞与に係る記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①から⑪までについて、前述の預金通帳により、申立人にA社から当該期間に係る賞与が支給されていたことが確認できる。

しかし、A社に、申立人の申立期間①から⑪までに係る賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額について照会したが、回答が得られない。

また、申立期間①から⑪までに係る年間の給与収入額及び社会保険料控除額が確認できる課税資料について、申立人の当該期間の住所地であるC市に照会したものの、同市は、「申立人の申立期間①から⑪までに係る課税資料

については、保存年限を経過しており廃棄済みである。」旨回答しており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 3 このほか、申立期間①から⑪までについて、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑪までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 15009

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年8月8日は2,000円、同年12月10日は3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月
② 平成15年8月
③ 平成15年12月
④ 平成16年4月

A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無いので、当該記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、C銀行D支店から提出された預金取引明細表により、申立人にA社から当該期間に係る賞与が支給されていたことが確認できる。

また、申立人から提出された平成15年分の給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）及び平成16年度（平成15年分所得）の市民税・県民税特別徴収税額の通知書により、平成15年において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく年間の厚生年金保険料を超える保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人と同職種である複数の同僚から提出された申立期間②及び③に係る賞与支給明細書により、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②及び③の標準賞与額については、前述の源泉徴収票等における社会保険料控除額及び預金取引明細表における賞与振込額により推認できる賞与支給額から、申立期間②は2,000円、申立期間③は3,000円とすることが妥当である。

また、賞与の支給日については、前述の預金取引明細表により確認できる振込日の記録から、申立期間②は平成15年8月8日、申立期間③は同年12月10日とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社に照会したが回答が得られないものの、賞与が支給されていたとする複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与支給明細書において、保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録によると、これらの同僚のいずれにも当該賞与に係る記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、前述の預金取引明細表により、平成15年3月31日に賞与が支給されたことが確認できるものの、賞与から控除された厚生年金保険料を年金給付額に反映させる総報酬制が導入されたのは同年4月1日であることから、当該賞与から控除された厚生年金保険料は、制度上、年金額に反映されない。

3 申立期間④について、A社に、申立人の当該期間に係る賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額について照会したが、回答が得られない。

また、前述の預金取引明細表によると、A社から申立期間④に係る賞与の振込みは確認できない。

4 このほか、申立期間①及び④について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 15010

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年8月8日は22万1,000円、同年12月10日は9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月
② 平成15年12月

A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間①及び②に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無いので、当該記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出された預金通帳により、申立人にA社から当該期間に係る賞与が支給されていたことが確認できる。

また、申立人から提出された平成15年分の給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）及び平成16年度（平成15年分所得）の市民税・県民税特別徴収税額の通知書により、平成15年において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく年間の厚生年金保険料を超える保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人と同職種である複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細書により、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準賞与額については、前述の源泉徴収票等における社会保険料控除額及び預金通帳における賞与振込額により推認できる賞与支給額から、申立期間①は22万1,000円、申立期間②は9万8,000円とすることが

妥当である。

また、賞与の支給日については、前述の預金通帳により確認できる振込日の記録から、申立期間①は平成15年8月8日、申立期間②は同年12月10日とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社に照会したが回答が得られないものの、賞与が支給されていたとする複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与支給明細書において、保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録によると、これらの同僚のいずれにも当該賞与に係る記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 15011

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成18年12月29日は25万円、19年7月31日は27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月
② 平成19年7月

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の元顧問税理士から提出された申立人に係る平成18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）及び申立人から提出された預金通帳により、申立人は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間②について、前述の預金通帳により、申立人は、当該期間において、A社から、賞与を支給されていたことが確認できる。

また、複数の元従業員から提出された申立期間②に係る賞与明細書により、当該期間において、当該賞与額から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収簿及び預金通帳の記録から、申立期間①は25万円、申立期間②は27万円とす

ることが妥当である。

また、当該賞与の支払日については、前述の預金通帳の記録から、申立期間①は平成18年12月29日、申立期間②は19年7月31日とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出を行っておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 15012

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月20日は76万1,000円、同年12月12日は39万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日
② 平成15年12月12日

年金事務所の記録では、申立期間にA社から支給された賞与の記録が無いが、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる賞与明細書を提出するので、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたA社に係る「2003年夏季賞与明細書」並びに当時の社会保険事務担当者から提出された賞与に係る支給額及び厚生年金保険料が記載された資料（以下「賞与資料」という。）により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、前述の明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、76万1,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人から提出されたA社に係る「2003年冬季賞与明細書」及び前述の事務担当者から提出された賞与資料により、申立人に対する平成15年冬季賞与は39万4,800円であり、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、申立人の預金通帳によると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に、破産管財人から振り込まれ

ていることから、当時、未払となっていたことが確認できる。

また、前述の振込額は、破産管財人が保管していた資料により、A社が破産したことによる申立人に係る労働債権の額と一致していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については、申立期間②に支給されるものであったことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、前述の明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、39万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保存していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 15013

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 20 日
② 平成 15 年 12 月 12 日

年金事務所の記録では、申立期間にA社から支給された賞与の記録が無いが、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる賞与明細書を提出するので、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたA社に係る「2003年夏季賞与明細書」並びに当時の社会保険事務担当者から提出された賞与に係る支給額及び厚生年金保険料が記載された資料（以下「賞与資料」という。）により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、前述の明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保存していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たら

ないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②について、申立人から提出されたA社に係る「2003年冬季賞与明細書」及び前述の事務担当者から提出された当該期間の賞与資料によると、申立人に対する賞与支給額及び厚生年金保険料控除額の記載が確認できるところ、当該期間に係る賞与については、複数の従業員の口座情報によると、同社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に、破産管財人から賞与明細書の差引支給額と一致する額が振り込まれていることから、当時、未払となっていたことが確認できる。

しかしながら、破産管財人が保管していた資料により、複数の従業員については、A社が破産したことによって発生した申立期間②に係る賞与の労働債権が確認できるが、申立人については、当該債権は確認できない上、申立人は、当時の給与振込等に利用していた通帳は保管してないと陳述していることから、当該賞与が振り込まれたことを確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 15014

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 56 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 20 日

年金事務所の記録では、申立期間に A 社から支給された賞与の記録が無いが、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の当時の社会保険事務担当者から提出された賞与に係る支給額及び厚生年金保険料が記載された資料（以下「賞与資料」という。）並びに複数の従業員から提出された申立期間に係る賞与明細書及び申立人から提出された平成 15 年分給与所得の源泉徴収票から判断すると、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の事務担当者から提出された賞与資料において確認できる厚生年金保険料額から、56 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保存していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 15015

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年12月30日は14万円、20年7月25日及び同年12月30日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月30日
② 平成20年7月25日
③ 平成20年12月30日

年金事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に賞与の記録が無いことが判明した。

申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、賞与の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間①において14万円、申立期間②及び③において15万円の賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、前述の賞与台帳によると、厚生年金保険料控除額（以下「保険料控除額」という。）は記載されていないものの、事業主は、「申立人の申立期間に係る保険料の控除額は不明だが、保険料は控除していたと思う。」旨回答している。

さらに、複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与支払明細書により、賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる場所、当該同僚の賞与支払明細書により確認できる保険料控除額は、事業主から提出された賞与支給月の賃金台帳により確認できるそれぞれの給与に係る保険料控除

額と一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与台帳により確認できる賞与額から、平成19年12月30日は14万円、20年7月25日及び同年12月30日は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めている上、事業主から提出されたA社の預金通帳により確認できる申立期間当時の社会保険料に係る振替納付額は、当該期間に厚生年金保険被保険者記録のある従業員全員の標準報酬月額に基づく社会保険料の合計額と一致することから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 15016

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成18年12月30日は12万円、19年12月30日は15万円、20年7月25日及び同年12月30日は18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月30日
② 平成19年12月30日
③ 平成20年7月25日
④ 平成20年12月30日

年金事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に賞与の記録が無いことが判明した。

申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、賞与の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人から提出された賞与支払明細書及び事業主から提出された賞与台帳により確認できる賞与額から、平成18年12月30日は12万円、19年12月30日は15万円、20年7月25日及び同年12月30日は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めている上、事業主から提出されたA社の預金通帳により確認できる申立期間当時の社会保険料に係る振替納付額は、当該期間に厚生年金保険被保険者記録のある従業員全員の標準報酬月額に基づく社会保険料の合計額と一致することから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 15017

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成18年12月30日は10万円、19年12月30日は12万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月30日
② 平成19年12月30日

年金事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に賞与の記録が無いことが判明した。

申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、賞与の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間①において10万円、申立期間②において12万円の賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、前述の賞与台帳によると、厚生年金保険料控除額（以下「保険料控除額」という。）は記載されていないものの、事業主は、「申立人の申立期間に係る保険料の控除額は不明だが、保険料は控除していたと思う。」旨回答している。

さらに、複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与支払明細書により、賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、当該同僚の賞与支払明細書により確認できる保険料控除額は、事業主から提出された賞与支給月の賃金台帳により確認できるそれぞれの給与に係る保険料控除額と一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料

を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与台帳により確認できる賞与額から、平成18年12月30日は10万円、19年12月30日は12万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めている上、事業主から提出されたA社の預金通帳により確認できる申立期間当時の社会保険料に係る振替納付額は、当該期間に厚生年金保険被保険者記録のある従業員全員の標準報酬月額に基づく社会保険料の合計額と一致することから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 15018

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年12月30日及び20年7月25日は13万円、同年12月30日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月30日
② 平成20年7月25日
③ 平成20年12月30日

年金事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に賞与の記録が無いことが判明した。

申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、賞与の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人から提出された賞与支払明細書及び事業主から提出された賞与台帳により確認できる賞与額から、平成19年12月30日及び20年7月25日は13万円、同年12月30日は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めている上、事業主から提出されたA社の預金通帳により確認できる申立期間当時の社会保険料に係る振替納付額は、当該期間に厚生年金保険被保険者記録のある従業員全員の標準報酬月額に基づく社会保険料の合計額と一致することから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 15019

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年12月30日は12万円、20年7月25日は8万円、同年12月30日は12万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月30日
② 平成20年7月25日
③ 平成20年12月30日

年金事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に賞与の記録が無いことが判明した。

申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、賞与の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間①において12万円、申立期間②において8万円、申立期間③において12万円の賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、前述の賞与台帳によると、厚生年金保険料控除額（以下「保険料控除額」という。）は記載されていないものの、事業主は、「申立人の申立期間に係る保険料の控除額は不明だが、保険料は控除していたと思う。」旨回答している。

さらに、複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与支払明細書により、賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、当該同僚の賞与支払明細書により確認できる保険料控除額は、事業主から提出された賞与支給月の賃金台帳により確認できるそれぞれの給与に係る保険料控除

額と一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与台帳により確認できる賞与額から、平成19年12月30日は12万円、20年7月25日は8万円、同年12月30日は12万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めている上、事業主から提出されたA社の預金通帳により確認できる申立期間当時の社会保険料に係る振替納付額は、当該期間に厚生年金保険被保険者記録のある従業員全員の標準報酬月額に基づく社会保険料の合計額と一致することから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を6万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 27 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間において賞与の支払があり、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録によると、当該期間の賞与の記録が無いので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人から提出された当該期間の賞与に係る給料明細書及び平成17年分の給与所得の源泉徴収票により確認できる賞与額から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年2月から47年12月まで

私は、国民年金の加入手続を行った時期は覚えていないが、加入後の国民年金保険料については、私が、いつも夫の分と一緒に納付していた。申立期間について、夫の保険料だけを納付し、私自身の保険料を納付しないのは不自然だと思うので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付について、申立人の夫の保険料と一緒に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金に係る加入手続時期及び保険料の納付に係る記憶は明確でない。

また、申立人の夫の申立期間に係る国民年金保険料は、所持する領収証書によると、昭和50年12月29日に特例納付されているところ、申立人及びその夫の国民年金手帳は、49年10月7日に発行されていることから、この頃に夫婦の国民年金に係る加入手続が行われたものと考えられ、当該加入時点において、申立人の夫は、60歳に到達するまでの期間において保険料の納付済期間を年金受給要件である25年以上とするためには当該特例納付が必要になるが、申立人は、加入年度の同年4月以降の保険料を納付することにより納付済期間を25年以上とすることが可能であるなど、申立人の夫には申立人と異なる事情がうかがえる。

さらに、申立人の夫に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びA県B市の国民年金被保険者名簿には、申立期間の国民年金保険料が特例納付された旨の記載が確認できるが、申立人に係る特殊台帳及び同市の国民年金被保険者名簿には、申立期間の保険料が特例納付された記載は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月から8年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月から8年5月まで

私は、自分で国民年金の加入手続を行った覚えは無いが、当時のパート先の二人の同僚と年金に入っておいたほうが良いという話をしていた頃に、国民年金保険料の納付書が送られてきたので、納付書に記されていた60数万円の保険料をA銀行B支店で一括して納付した。

納付した時期は、パート先の会社で働いていた平成3年1月から8年の初め頃までの間だと思うが、いつだったのかは覚えていない。

申立期間の国民年金保険料の納付に係る領収証書は、しばらくは保管していたがそのうちに処分してしまい、今は手元に無いが、申立期間の保険料は納付しているので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るC県D市の国民年金保険料収滞納一覧表を見ると、申立期間は、国民年金の第3号被保険者と記録されているところ、オンライン記録によると、申立人の夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和63年5月1日に遡って第3号被保険者から第1号被保険者とする入力処理が平成9年7月8日に行われており、申立期間に係る未納の記録は、当該入力処理に伴って記録されたものであることから、申立期間は、当該入力処理が行われるまでは第3号被保険者期間であり、国民年金保険料の納付を求められることはなかったと考えられ、このことは申立内容と符合しない。

また、前述の第3号被保険者非該当の入力処理が行われた時点において、申立期間のうち、平成7年5月以前の国民年金保険料は、時効のため納付することができない上、同年6月から8年5月までの保険料は、過年度納付することが可能であるが、当該期間の保険料額（14万1,600円）は、申立人が納付し

たと陳述する保険料額（60 数万円）とは相違する。

さらに、申立人に係るオンライン記録によると、申立期間直後の平成8年6月から9年3月までの国民年金保険料が10年7月29日に過年度納付されているところ、当該過年度納付の時点では、申立期間の保険料は時効のため納付することができない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期に係る申立人の記憶は明確でない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月から56年3月まで

私は、はっきりとした時期までは覚えていないが、会社を退職した昭和54年2月から数か月の間に、A県B市役所又は同県C市役所において国民年金の加入手続を行ったはずである。

申立期間の国民年金保険料については、昭和54年4月の婚姻に伴いC市に住み始めた頃から、私が納付書を用いてD銀行（現在は、E銀行）F支店の窓口で夫婦二人分の保険料を定期的に納付していた。

国民年金保険料と一緒に納付していた夫については、申立期間は納付済みとされている上、当該期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの期間は、平成21年に免除期間から納付済期間に訂正されているにもかかわらず、私の申立期間に係る保険料が未納とされていることに納得できないので年金記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、C市において昭和56年5月1日に払い出されており、国民年金の加入手続は、申立人に係る手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、同年4月頃に行われたことが推認でき、54年2月から数か月の間に加入手続を行ったとする申立人の主張とは符合しない。

また、前述の国民年金の加入手続時点において、申立期間のうち、昭和54年2月から55年3月までの国民年金保険料は過年度納付、同年4月から56年3月までの保険料は同年4月中に現年度納付により、遡って納付することが可能であるが、申立人は、「夫婦二人分の保険料を定期的に納付しており、保険料をまとめて納付した記憶は無い。また、社会保険事務所（当時）から過年

度納付書が送付されたこと、及び申立期間の保険料を遡って納付したことはなかったと思う。」旨陳述しており、申立人から申立期間の保険料納付について具体的な状況を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの期間について、「夫は、平成21年に免除期間から納付済期間に訂正されているにもかかわらず、私は未納とされている。」旨主張しているところ、前述の国民年金の加入手続時点において、申立人が当該期間の保険料を納付する場合には過年度納付となるが、平成21年に申請免除期間から納付済期間に訂正された申立人の夫に係る特殊台帳によると、昭和54年4月から55年3月までの保険料は現年度納付されていることが確認できることから、当該期間については、申立人が自身及びその夫の保険料を一緒に納付することはできず、申立人の主張と符合しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりC市及びB市における各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人から当該期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（大阪）国民年金 事案 6784（大阪国民年金事案 394 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月から10年3月まで

私は、会社を平成8年3月に退職したので、A県B市役所C出張所において国民年金の加入手続を行った。申立期間を含む同年8月から9年3月まではD県で勤務し、同年4月以降は大学院生であったが仕事が見付かり収入も安定していたので、きちんと国民年金保険料を納付していたはずである。海外で勤務する前の10年3月までに納付しておかなければならないと思っていたこともあり、D県E区からB市に戻った9年4月以降に保険料を納付した記憶が有るので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

以上のことを年金記録確認大阪地方第三者委員会（当時。以下「大阪委員会」という。）に申し立てたが、記録の訂正が認められない旨の通知があった。

しかし、申立期間当時は収入も安定しており、申立期間の国民年金保険料を納付していた。新たな具体的資料は無いが、母親は、「申立人は、平成7年8月以降現在に至るまでは安定した収入があったことから、この間の国民年金保険料の未納は無い。申立期間について、保険料を納付していないのに納付したとの虚偽の申立てを行うことは考えられない。また、申立人の納付済みとなっている記録について、本来残されているべき納付日及び納付場所に関する記録が消失しており、社会保険庁（当時）のいい加減な記録管理がうかがえることから、申立期間が未納となっているのは、社会保険庁又は市による事務的ミスである可能性が高い。」と証言していることから、当該証言を新たな事情とするので、再度審議の上、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B市は、申立人に対し、平成9年度分の納付書は発行していないとし、一方、E区は同年度分の納付書を発行していたとしているところ、申立人は、当該期間の国民年金保険料は、主にB市役所C出張所において納付したとしているが、同年度分の保険料については、同出張所ではE区において発行された納付書による納付はできないなど申立内容に不合理な点がみられること、ii) 会社退職後にC出張所で行った国民年金の加入手続以外の手続については記憶が曖昧であること、iii) 申立人から当時の事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に大阪委員会の決定に基づき、平成20年8月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、「申立期間当時は収入も安定しており、申立期間の国民年金保険料を納付していた。新たな具体的資料は無いものの、母親の証言を新たな事情として再度審議してほしい。」として申し立てている。

しかしながら、申立人の母親の証言は、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な内容ではなく、大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない上、申立人から新たな関連資料又は周辺事情の提示は無く、ほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から50年12月まで

昭和46年7月頃、父親がA県B市C区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、加入後の国民年金保険料は、父親が母親と私を含めた3人分と一緒に納付していたと思う。

父親は既に亡くなっており、具体的なことは分からないが、父親から「お前の年金についてはちゃんと支払ってある。」と何度か聞かされていた。

申立期間の国民年金保険料について、両親が納付済みとなっているにもかかわらず、私が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市C区において昭和51年3月10日に払い出されており、申立人の手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、同年2月頃に申立人に係る国民年金の加入手続きが行われたものと推認できることから、46年7月頃に申立人の父親が国民年金の加入手続きを行ったとする申立人の主張と符合しない上、当該加入手続き時点において、申立期間のうち、同年7月から48年12月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、上記加入手続き時点において、申立期間のうち、昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料は過年度納付、同年4月から同年12月までの保険料は現年度納付により、遡って納付することは可能であるが、申立人は、申立期間に係る保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の父親は既に死亡している上、申立人は、「父親から遡って未納保険料を納付したと聞いた記憶が無い。」旨陳述していることから、申立人の当時の保険料納付に係る具体的な状況を確認することはできない。

さらに、前述の加入手続の状況を踏まえると、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったことから、制度上、国民年金保険料を現年度納付することができず、昭和36年6月に国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の両親と一緒に、当該期間の保険料を納付することができない。

加えて、申立人の父親が、その妻及び申立人を含めた3人分の国民年金保険料と一緒に納付するためには、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となるが、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、B市C区における申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の視認による縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人は、「現在、所持する年金手帳以外に父親から別の年金手帳を受け取った記憶が無い。」旨陳述しており、申立人が所持する年金手帳は、申立人が主張する加入手続時期より後の昭和49年11月以降に使用された様式のものである。

このほか、申立期間は4年6か月に及んでおり、長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難く、申立人から当該期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 8 月 1 日から 38 年 4 月 28 日まで
② 昭和 38 年 8 月 10 日から同年 11 月 11 日まで
③ 昭和 38 年 11 月 11 日から同年 12 月 14 日まで
④ 昭和 39 年 1 月 8 日から 42 年 4 月 29 日まで

年金事務所に照会したところ、A社、B社、C社及びD社で勤務していた申立期間について、昭和 42 年 8 月 23 日に脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私はD社を退職後、結婚と同時に住所をE県に変更している。脱退手当金の申請時の住所及び同手当金を受給した金融機関を知りたい。当該手当金の請求及び受給はしていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書によると、申立人の氏名（旧姓）、捺印が確認でき、当該請求書の住所欄には申立人の婚姻前の住所が記載されており、当該住所付近にあったF銀行G支店（当時）に対し、昭和 42 年 8 月 23 日付けで小切手を振り出した記録が確認できる。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 42 年 8 月 23 日に支給決定されており、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。